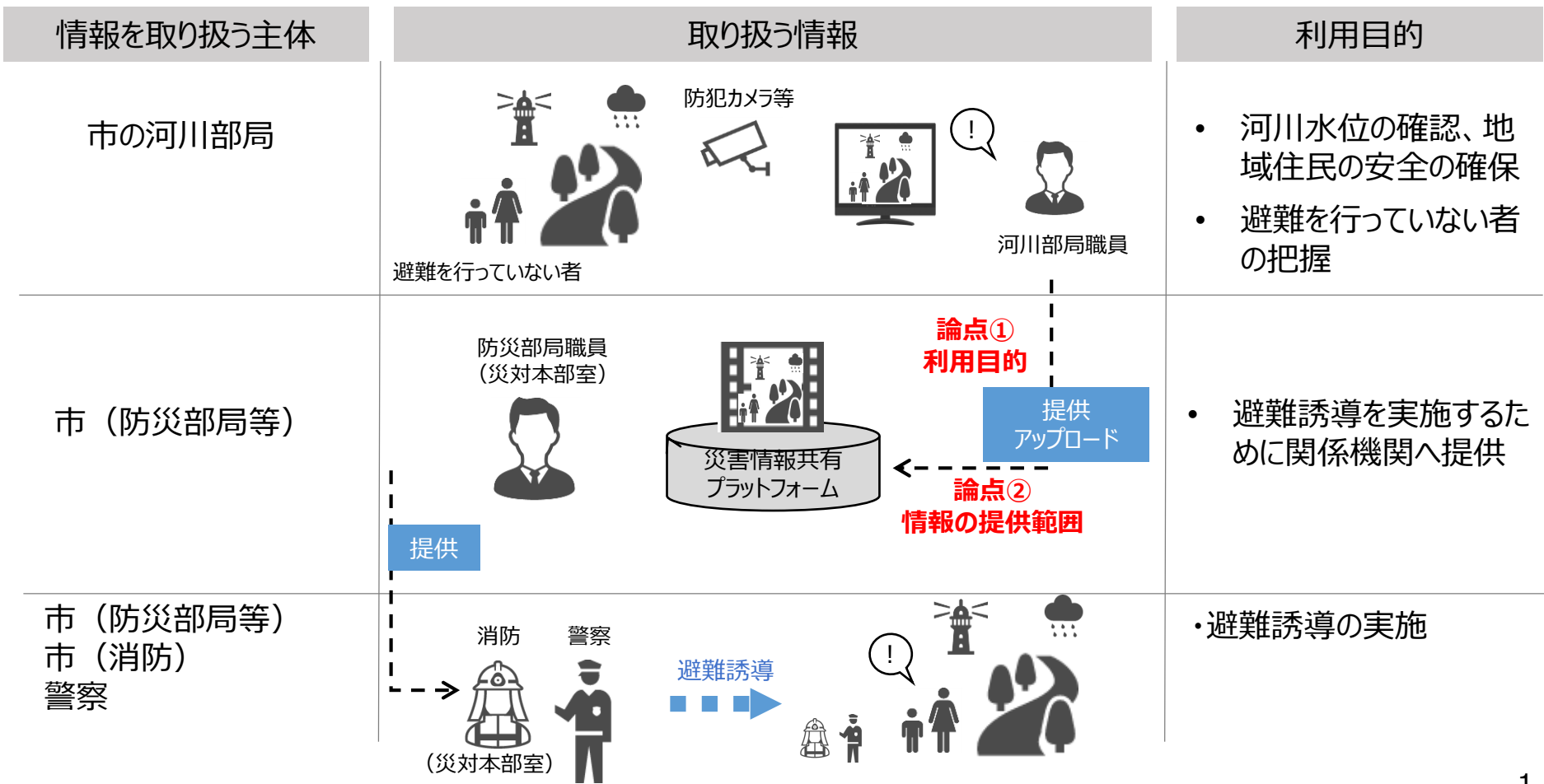


事例③ 河川カメラ等を活用した避難指示 概要
 (論点となる防災業務③避難誘導への活用)

- A市では、災害が発生するおそれがあることから、避難指示・緊急安全確保措置を発令した。
- 発令後、河川部局の職員が河川の水位を確認するため河川カメラの映像を確認していたところ、避難を行っていない者を発見した。迅速な避難誘導を行うため、A市が設置している河川カメラの情報について、災害時に映像・画像を共有するシステムを通じて、消防を含む市の職員及び警察に提供した。
- 消防を含む市の職員及び警察は、この情報をもとに、避難を行っていない者に対して、避難誘導を行った。
- なお、当該システムを閲覧できる者は、県、市や自衛隊、警察、消防、指定公共機関等、防災関係機関に限られる。





想定されるケース

- A市の河川カメラについては、個人の顔を認識できる映像・画像（個人情報）を取り扱っているものとする。
- この個人情報をA市の災害関連システムにアップロードし、災害対応に当たる機関（民間企業も含む、防災関係機関の一部）に対して限定的に提供した。閲覧が可能な者に対してはID/PW等での管理を行っている。



論点

- 避難誘導の実施は、当該自治体にいる者の人命の確保の観点から、極めて迅速に行う必要がある。本事例において、自治体が、**河川カメラの映像を避難誘導へ利用することは妥当ではないか。**
- ただし、平時から自治体が各種カメラ（※）の情報を活用し、避難誘導を実施したいと考えている場合は、予め**各種カメラの利用目的を定める際に、避難誘導等の災害対応へ活用することを利用目的に含める（目的内利用）**必要がある。また、**この場合、その後の災害対応を見据えた目的を特定することが適切ではないか。**なお、**カメラの設置要綱やHPにおいて、特定した利用目的を住民等へ周知することが望ましい**のではないか。

※顔識別データを取り扱わないカメラを想定。

- なお、現在、自治体において設置している各種カメラについて、自治体の規定（カメラの設置要綱等）により利用目的を定めているものにおいても、災害対応に関する業務を規定しているものは少ない。こうした自治体が本事例のような場面に直面した場合は、個人情報保護法の**目的外利用として第69条第2項第2号・第3号での実施が考えられるのではないか。**
- また、ID/PWによる管理により、システム上閲覧できる範囲は調整が可能であるが、災害発生時に、避難誘導を実施する者のみに限定するという選別の時間的猶予がないことやその後の被害状況把握に当たっては、災害対応に当たる機関が同一の情報を見ることが望ましいことから、**ID/PWを保有する者が一律に見ることができるという状況にすることが適切ではないか。**なお、自治体の地域防災計画等において、**避難誘導を実施する者が規定されている場合は、その者も閲覧を可能**とすることが適切ではないか。



論点③ (河川カメラ等を活用した避難指示における個人情報法上の根拠) (論点となる防災業務③避難誘導の活用)

個人情報保護法における主な関係条文

- 個人の顔を認識できる映像・画像については、個人情報保護法における個人情報という扱いとなる。また、民間事業者の設置する防犯カメラについては、個人情報保護法21条第1項（「あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人へ通知し、又は公表しなければならない」）の適用除外として、同法第4項第4号における「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」に該当し、当該個人情報を取得するタイミングにおいては、個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいという解釈がなされている。
- また、個人情報保護法第69条第2項において、第1号で本人の同意がある場合、第2号で内部利用する場合、第3号で他の行政機関等に提供に際し相当の理由がある場合、第4号で第3号に規定されるもの以外の提供に際し特別の理由があるときについては個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供が可能とされている。



本事例における内閣府の解釈（案）

- 本事例においては、自治体が、河川カメラで取得した個人情報を活用し、防災関係システムへアップロードを行うことにより、市、警察、消防等の避難指示を行う者に対して、情報を共有することを想定している。この場合、河川カメラにおいて取得した個人情報を、システムの利用者が見ることができることとなる。
- 自治体の所有するカメラについては、直接的には個人情報を収集する目的はないものが多いと想定されるが、万が一取得をする恐れがある場合には、個人情報保護法第6条第1項において「利用目的をできる限り特定」する必要があり、当該利用目的については、自治体の設置するカメラについては様々な種類があることから、カメラの設置要綱や自治体HPにおいて、利用目的について公表することが望ましいと考えられる。
- 利用目的については、予め避難誘導等への活用を想定している場合は、利用目的の特定の際に目的にいれる必要がある一方で、自治体が災害対応時に、既に別の利用目的で取得された河川カメラの映像データについて臨時的に目的外利用・提供する場合は、第69条第2項の規定に基づく利用目的外の利用と考える必要がある。

(個人情報保護法第69条第2項第2号又は第3号による提供について)

- 警察、消防、都道府県は「地方公共団体の機関」に該当し、第3号「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」がある場合に限り提供が可能。本事例においては、**まもなく災害が生じる場合における各地の状況の把握等については、災害対応にあたるすべての防災関係機関において同一の情報を共有することが必要である**という観点から、行政機関の長等が「**相当の理由**」であると判断できるのではないかと考えられる。
- その3号の提供先には当たらない者も、第4号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」に限り提供が可能。例えば指定公共機関は、災害対策基本法第2条第5号に定義されるように公共性、公益性を有しており、①行政機関等に提供する場合と**同程度の公益性があるため、行政機関の長等が「特別な理由」であると判断できる**のではないかと考えられる。



個人情報保護法(平成十五年法律第五十七号)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための 行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



個人情報保護法(平成十五年法律第五十七号)

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。



愛知県阿久比町の例（阿久比町HPより抜粋）：河川カメラの設置・目的について



阿久比町

Agui Town

▼ 本文へ | 携帯ページ | 町政へのご意見 | 組織で探す | サイトマップで探す

Google® カスタム検索 検索

翻訳 English | 한글 | 中文繁體 | 中文簡体 | Português | 文字 | 標準 | 拡大

ホーム | 町の紹介 | 暮らし | 健康づくり | 福祉・医療 | 町政情報

ホーム ▶

河川監視カメラ

[2020年9月7日] [ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます](#) [シェア](#) [ツイート](#)

河川監視カメラ

近年大規模化する水災害に対し、阿久比町内を流れる河川による災害から住民の皆さんの生命を守ることを目的とし、河川水位を監視するカメラを設置しています。

河川監視カメラ設置位置図



お問い合わせ

阿久比町役場建設経済部
建設環境課工事係
電話：0569-48-1111
内線1216
ファックス：0569-49-0057
電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

建設経済部建設環境課工事係

- [お知らせ](#)
- [土砂災害](#)
- [橋梁長寿命化](#)
- [川の防災](#)
- [ため池](#)



要綱の例

越前町内施設におけるライブカメラの設置及び運用 に関する要綱

平成30年4月1日
告示第14号

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、越前町内の施設等に設置するライブカメラの設置及び運用並びに映像データの適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心な町民生活を実現するとともに、個人のプライバシーその他個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ライブカメラ 防災情報または観光情報の伝達を目的として、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの又は映像表示の機能を有するものをいう。
- (2) 映像データ ライブカメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(施設等の名称及び設置の目的)

第3条 ライブカメラを設置する施設等及び設置目的は、別表第2のとおりとする。

別表 (第3条、8条関係)

施設等	設置目的	作動時間
越前海岸自営柱	防災情報及び道路交通情報の伝達	終日
厨区自営柱	防災情報及び道路交通情報の伝達	終日
米ノ区自営柱	防災情報及び道路交通情報の伝達	終日
越前岬水仙ランド自営柱	観光情報の伝達	終日

要綱の例

広島市防災ライブカメラ管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山沢や崖において普段と異なる現象や河川の増水など災害危険の高まりを認識して、早めの避難行動や呼び掛け避難を促進することを目的とした、広島市防災ライブカメラ設置補助事業により設置する防災ライブカメラ（以下「防災カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(利用)

第2条 防災カメラの設置者及び管理運用する者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、防災カメラの設置目的以外には防災カメラを設置してはならない。

(設置及び表示)

第3条 防災カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、土砂災害や河川等で洪水の恐れが高い公共空間とし、特定の個人及び建物を継続して撮影することがないように設置すること。
- (2) 設置場所付近の見えやすい場所に、防災カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とすること。

(設置場所の所有者の同意等)

第4条 防災カメラの設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が学校等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の合意又は許可を得なければならない。

2 防災カメラの設置について、河川法や道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第9条 防災カメラの画像は目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 県や市町による防災情報の配信に利用する場合
- (2) 避難行動を促進するために、テレビの放送に利用する場合
- (3) 法令に基づく取組があった場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要がある場合
- (5) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
- (6) 河川・防災に関する調査・計画に供する場合

2 前項第3号から第6号により画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の内容



(参考) 自治体の条例や設置要綱の例

○江東区の災害対策用監視カメラの設置及び運用に関する要綱

平成28年4月1日
28江総危第187号

- (目的)
- 第1条 この要綱は、自然災害、武力攻撃事態その他区民の生命及び健康に多大な影響を及ぼす災害又は事故の発生時における二次災害の防止及び被害拡大の予防を図るため、別表に掲げる施設において、災害対策用監視カメラ(以下単に「監視カメラ」という。)を設置及び運用するに当たり必要な事項を定め、もって区民(区内に滞在する者を含む。以下同じ。)の安全を確保するとともに、自己の映像を記録される者の権利利益を保護することを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 監視カメラ 前条に掲げる目的を達成するため、特定の場所に継続的に設置される映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの並びにこれらに附属する機器をいう。
 - 映像 監視カメラにより撮影又は記録されたものであって、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (管理及び運用の体制)
- 第3条 監視カメラの適正な設置及び運用を図るため、監視カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び監視カメラ管理取扱者(以下「取扱者」という。)を置く。
- 管理責任者は、総務部危機管理課長をもって充てる。
 - 取扱者は、総務部危機管理課危機管理係長をもって充てる。
- (管理責任者等の責務)
- 第4条 管理責任者及び取扱者は、江東区個人情報保護条例(平成10年3月江東区条例第10号。以下「条例」という。)を遵守し、監視カメラの設置及び運用について適切な措置を講じなければならない。
- 管理責任者は、監視カメラを設置、変更又は変更しようとするときは、監視カメラ設置(変更・廃止)協議書(別記第1号様式)により、危機管理室長に協議するものとする。
 - 管理責任者及び取扱者は、所属する職員(以下「所属職員」という。)に対し、監視カメラの不正な使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。
 - 管理責任者及び取扱者は、監視カメラで撮影した映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 管理責任者、取扱者及び所属職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (設置の場所等)
- 第5条 管理責任者は、災害情報収集の効果が高いと想定される場所に監視カメラを設置するよう努めるとともに、監視カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整しなければならない。
- 管理責任者は、監視カメラの撮影対象区域から見やすい場所に、管理責任者の職名及び監視カメラが設置され、かつ、作動している旨を表示するものとする。
 - 管理責任者は、監視カメラの設置に当たり、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。

▶災害対策用監視カメラ

▶都市公園における監視カメラ

○江東区立都市公園における監視カメラの設置及び運用に関する要綱

平成28年8月17日
28江土施第530号

- (趣旨)
- 第1条 この要綱は、江東区監視カメラの設置及び運用に関するガイドライン(平成23年1月5日22江総危第479号。以下「ガイドライン」という。)に基づき別表に掲げる江東区立都市公園(以下「公園」という。)において監視カメラを設置及び運用するに当たり必要な事項を定め、もって公園内における犯罪行為を防止するとともに、自己の映像を記録される者の権利利益を保護することを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、ガイドラインにおいて使用する用語の例による。
- (管理及び運用の体制)
- 第3条 監視カメラの適正な設置及び運用を図るため、監視カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び監視カメラ管理取扱者(以下「取扱者」という。)を置く。
- 管理責任者は、土木部施設保全課長をもって充てる。
 - 取扱者は、土木部施設保全課水辺と緑の事務所長をもって充てる。
- (管理責任者等の責務)
- 第4条 管理責任者及び取扱者は、江東区個人情報保護条例(平成10年3月江東区条例第10号。以下「条例」という。)を遵守し、監視カメラの設置及び運用についてガイドラインに基づいた適切な措置を講じなければならない。
- 管理責任者及び取扱者は、所属する職員(以下「所属職員」という。)に対し、監視カメラの不正な使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。
 - 管理責任者及び取扱者は、監視カメラで撮影した映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 管理責任者、取扱者及び所属職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- (設置の場所等)
- 第5条 管理責任者は、人の手の届かない高所で、かつ、防犯効果が高いと想定される場所に監視カメラを設置するよう努めるとともに、監視カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整しなければならない。
- 管理責任者は、監視カメラの撮影対象区域から見やすい場所に、管理責任者の職名及び監視カメラが設置され、かつ、作動している旨を表示するものとする。
 - 管理責任者は、監視カメラの設置に当たり、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。
 - 管理責任者は、映像記録装置の盗難等を防ぐために必要な措置を講じなければならない。(委託に係る措置)